

別表

取組	区分	判断基準	備考
循環資源の排出の抑制及び循環的な利用に関する取組み	ゼロエミッション事業所	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>1 次の内容を含む環境管理システムを構築していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定 ・環境管理責任者と環境管理組織体制の設置 ・環境関連法規制の把握と遵守 ・環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し ・従業員に対する環境教育の実施、訓練 ・定期的な内部監査の実施 <p>2 事業場内から発生する廃棄物の排出の抑制及び循環資源の循環的な利用（以下「排出抑制等」という。）を行っていること。</p> <p>(1) 排出抑制等に関する基本方針を策定し、その方針に基づいた取組みを行っていること。</p> <p>(2) 排出抑制等に関する方針の中で、成果指標、成果目標値及び目標達成時期を設定していること。</p> <p>(3) 排出抑制等の取組みの実績を把握していること。</p> <p>3 環境管理システムの構築の状況、排出抑制等に関する基本方針及び排出抑制等の取組みの実績について、環境報告書等により定期的に公表していること。</p> <p>4 生活環境保全関連法令を遵守していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001等の第三者認証を取得していることが望ましいが、これを取得してなくても、判断基準の6項目の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していること。 ・排出抑制等の取組みの対象となる廃棄物の範囲（産業廃棄物、事業系一般廃棄物等）を設定していることが望ましい。 ・目標を達成した事業場については、「継続維持する」との表現でも良い。 ・環境報告書以外の公表の媒体は、ホームページ、事業所内の掲示板等を想定している。 ・事業者の事業年度と合わせて毎年1回公表することが望ましい。 ・生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないこと。

取組	区分	判断基準	備考
再生品の使用に関する取組み	一般事業所	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>1 次の内容を含む環境管理システムが構築されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定 ・環境管理責任者と環境管理組織体制の設置 ・環境関連法規制の把握と遵守 ・環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し ・従業員に対する環境教育の実施、訓練 ・定期的な内部監査の実施 <p>2 グリーン調達の実施されていること。</p> <p>(1) 調達方針を策定し、その方針に基づいた調達を行っていること。 調達方針は、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（特定調達品目）及びその判断基準、特定調達品目の調達目標等について定めていること。</p> <p>(2) 特定調達品目については、岡山県再生品の使用促進に関する指針に掲げる6分類の品目のうち3以上の品目について設定していること。</p> <p>(3) 調達の実績については、前年度（又は前事業年度）の調達実績を特定調達品目ごとに集計していること。</p> <p>3 環境管理システムの構築の状況、グリーン調達の調達方針及び調達実績について、環境報告書等により定期的に公表していること。</p> <p>4 生活環境保全関連法令を遵守していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001等の第三者認証を取得していることが望ましいが、これを取得してなくても、判断基準の6項目の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していること。 ・特定調達品目については、岡山県再生品の使用促進に関する指針に定める判断基準を満たしたものであること。 ・環境報告書以外の公表の媒体は、ホームページ、事業所内の掲示板等を想定している。 ・事業者の事業年度と合わせて毎年1回公表することが望ましい。 ・生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないこと。

取組	区分	判断基準	備考
	小売店	<p>次に掲げる「1」及び「14」を含む7項目以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生品を販売するとともに、その旨の表示をするなどして積極的に販売促進に取り組んでいること。 2 再生品の品目ごとの販売実績を把握し、公表していること。 3 岡山県エコ製品の普及への協力を行っていること。 4 容器包装（トレイ、包装紙等）へ再生品を使用していること。 5 広告チラシ、ポスター等へ再生紙を利用していること。 6 詰め替え商品の販売を行っていること。 7 リターナブル容器の商品の販売を行っていること。 8 販売した商品の容器包装類を店頭回収していること。 9 商品の簡易包装、省包装又はバラ売りを行うことにより、包装材の削減に取り組んでいること。 10 買い物袋や買い物かごの持参を呼びかけるなど、レジ袋の削減に努めていること。 11 生ゴミ、ダンボール等、店から出る廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいること。 12 商品の量り売り、バラ売りを行っていること。 13 未利用食品を活用するための活動を行っていること。 14 生活環境保全関連法令を遵守していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品の販売コーナー、店頭等に表示を行い、再生品の使用促進に努めること。 ・岡山県エコ製品の販売 ・岡山県エコ製品の制度紹介 パンフレット配布、店内放送等 ・容器包装が再生品である旨を表示すること。 ・広告チラシ・ポスター等が再生紙である旨を表示すること。 ・商品が詰め替え商品である旨を表示すること。 ・リターナブル容器の商品である旨を表示すること。 ・空き缶、空き瓶、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の容器包装を店頭回収していること。 ・店内に表示すること。 ・フードバンク等への未利用食品の提供に取り組んでいること。 ・生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないこと。